

土地収用法第15条の14の規定により、下記の事業に係る説明会を開催します。

記

- 1 日 時  
令和5年1月26日（木）19時
- 2 会 場  
妙高市役所1階 コラボホール
- 3 起 業 者  
妙高市（妙高市栄町5番1号）
- 4 事業の種類  
新図書館等複合施設整備事業
- 5 事業の施行を予定する土地の所在  
妙高市栄町、中町、朝日町一丁目地内
- 6 問い合わせ  
妙高市教育委員会生涯学習課図書館整備室（電話 0255-74-0034）

(注)：本説明会は土地収用法に基づき、これまでに公表している事業の目的等を説明するものです。現在作業を進めている実施設計等の説明会については、後日、別途開催する予定です。